

成田市成年後見支援

センターのご案内

認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がいにより判断能力が十分でない方が、必要な時に成年後見制度を利用できるように支援するため、『成田市成年後見支援センター』を設置しました。

こんなことでお困りではありませんか？

物忘れから
通帳をなくすなど
お金の管理に不安がある

介護サービスを
利用したいが契約などの
手続きがわからない

親亡き後に
障がいのある子の
生活が心配

成年後見制度は
聞いたことはあるが利用の
仕方がわからない

成田市成年後見支援センター

【受付時間】

平日（年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

【場 所】

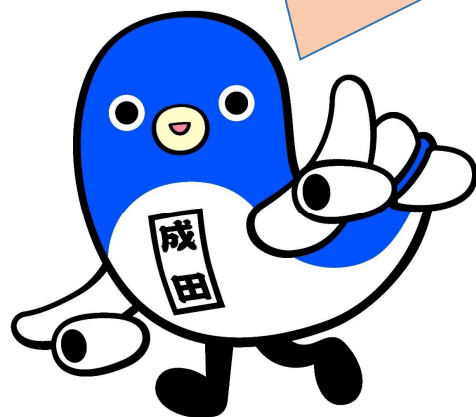
成田市花崎町760番地
成田市役所議会棟1階
高齢者福祉課内



【連絡先】

☎0476-20-1537

センターに
ご相談ください！
うな。



成年後見制度とは？

認知症や障がいなどで判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスなどを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても、内容を理解できずに契約を結んでしまうなど、被害にあう恐れもあります。

このような人の財産と権利を守り、支援するため、家庭裁判所によって選ばれた人（後見人等）などが、本人に代わって財産管理や身上監護を行い、日常生活を法律的に支援する仕組みが成年後見制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2種類があります。

判断能力が不十分になった後に申立てを行うものが
法定後見制度です。



判断能力が低下する前に将来に備えて「誰に」「どのような支援」をしてもらうかあらかじめ契約で決めておくものが
任意後見制度です。

財産管理や身上監護とは？

財産管理

- ・生活費の管理
- ・預貯金の引き出し
- ・光熱費などの支払い
- ・不利益な契約の取り消し



身上監護

- ・請求書などの郵送物の確認
- ・介護サービス利用時の契約支援
- ・施設入所時の契約支援
- ・入院の際の支援



成年後見人等になる人

親族



身近な頼れる人

専門職



福祉や法律の専門家

市民後見人



専門的な研修を受けた市民

センターの役割

センターでは、成年後見制度に関する相談や制度を利用する際の申立て手続きなどの支援を通じて、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるようお手伝いいたします。

広報・啓発	後見人支援
・成年後見制度に関する情報発信や制度に関する幅広い広報・啓発を行います。	・専門職以外の方が後見人を受任している場合に、後見人を支援するため相談を実施します。
相 談	制度利用の促進
・制度の利用を必要とする人が適切に利用できるよう相談を実施します。 ・適切に制度利用に繋げるとともに成年後見制度以外の支援が必要な場合も、担当する相談窓口につなげ、支援に結びつけます。	・申立手を支援します。 ・後見人等としてふさわしい方を検討し、候補者として家庭裁判所へ推薦します。 ・後見事務の担い手として市民後見人を育成します。

センターへの相談と支援の流れ

本人や親族、身近な支援者、医療・介護等関係機関

相談

成田市成年後見支援センター

相談受付（電話 来所 訪問等）

成年後見制度以外の
支援が必要な場合

必要な支援の
相談窓口へ引継ぐ

将来に備えて準備したい

法定後見制度

・家庭裁判所へ申立て

任意後見制度

・任意後見契約を締結

・ 任意後見契約 については 公証役場 にお問い合わせください。

©成田公証役場 住 所：成田市花崎町956
連絡先：0476-22-1035



Q&A

Q 1. 将来、認知症になったときのことを考えると不安ですが、どこに相談したらいいかわかりません。

A 1. センターでは、成年後見制度のほか、福祉サービスなどの案内もいたしますので、まずはセンターにご相談ください。

Q 2. センターには、どのようなことを相談できますか？

A 2. 成年後見制度に限らず、ご本人の権利をお守りすることの相談を受け付けていますので、認知症や障がいのある方で生活に困りごとがありましたら、ご相談ください。

Q 3. 親族と疎遠の一人暮らしの友人がいます。最近物忘れが多く生活が心配です。

A 3. 権利擁護の支援が必要な方は、判断能力の低下などから支援の必要性を認識できず、自分から相談をしない、できないことが多くあります。支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援に結びつけるためには、本人の身近な関係者からの相談が必要ですので、センターにご相談ください。

●その他の相談窓口●

・高齢者とそのご家族の相談窓口

名 称	電話番号	担当地区
成田市成田・中郷 地域包括支援センター	0476-23-7151	成田 中郷
成田市ニュータウン 地域包括支援センター	0476-29-5005	ニュータウン (はなのき台を含む)
成田市八生・豊住 地域包括支援センター支所	0476-20-3655	八生 豊住
成田市遠山 地域包括支援センター	0476-35-6081	遠山
成田市久住・下総 地域包括支援センター	0476-80-7007	下総 久住
成田市大栄 地域包括支援センター支所	0476-94-5664	大栄
成田市公津 地域包括支援センター	0476-36-4981	公津 (はなのき台を除く)

・障がいのある方とそのご家族の相談窓口

名 称	電話番号	担当地区
ほっとすまいるセンター (成田市障がい者相談センター)	0476-27-1106	市内全域